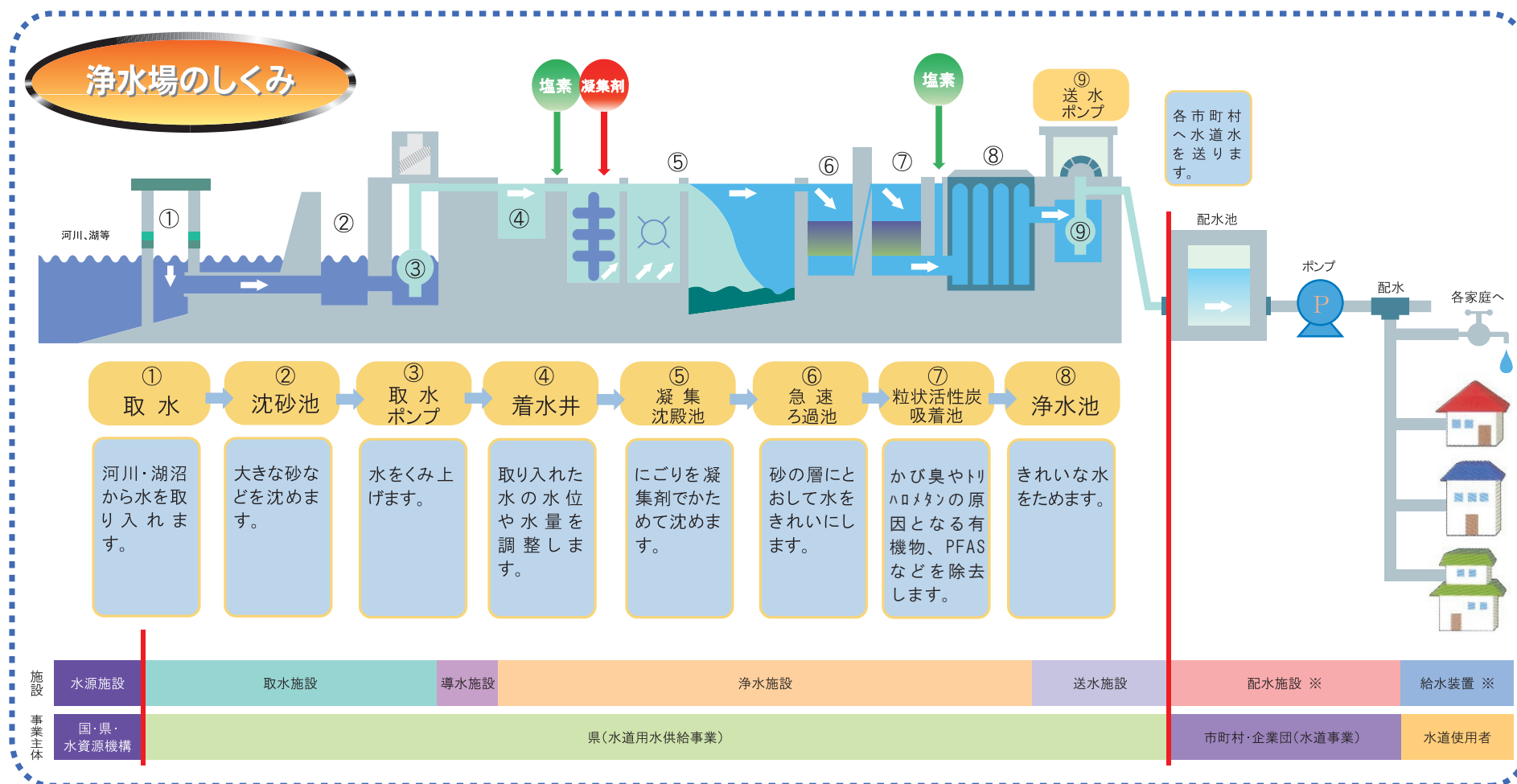


資

料

1. 水道水ができるまで



※家庭や事業所でご利用になる水道については、市町村・企業団の水道課等にお問い合わせ下さい。

2. 水質検査の概要

(1)水質検査体制

水質検査の種類	試験機関	検査内容
1 定期水質検査		
(1) 取水原水水質検査	水質管理センター、各浄水場	水質基準項目、農薬、かび臭を主に全項目を検査
(2) 水処理工程水質検査	水質管理センター、各浄水場	かび臭やトリハロメタン等を検査
(3) 浄水水質検査	水質管理センター	水質基準項目、水質管理目標設定項目及び要検討項目等を検査
(4) 配水池水質検査	水質管理センター	水質基準項目を中心に検査
2 日常水質検査	各浄水場	色度、濁度及び残留塩素をはじめ、pH値、塩化物イオン等、水質管理上必要とされる項目を検査

※検査計画 : 水質基準に関する省令 (H16.4.1施行、R6.4.1一部改正) に基づき年間の水質検査計画を策定。

検査結果の公表 : 水質基準項目については、検査結果を企業局のホームページで翌月に公表。その他の検査項目は、年1回水質年報として公表。

(2)検査項目

①水質基準

I. 水質基準項目 (51項目) …※全ての水道水に一律に適用される基準項目。

- ・人の健康の保護の観点から設定されている項目 (31項目 : No. 1～31)。
- ・水道水として生活利用上障害が生じるおそれの有無の観点から設定されている項目 (20項目 : No. 32～51)。

II. 水質管理目標設定項目 (27項目・水質管理上留意すべき項目) …※水質基準を補完する項目。

141項目 (農薬類1項目＝115種の農薬とした場合)。

- ・浄水中で一定の検出の実績があるが毒性の評価が暫定的であるもの。
- ・現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、目標値を超えて検出される可能性があるもの。

III. 要検討項目 (46項目)

- ・毒性が定まらない若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から、水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目。

合計238項目 (農薬類1項目＝115種の農薬とした場合)

②水道水源監視のための水質検査

河川・湖沼のBOD、COD、栄養塩類、藻類等。

③水道水等の放射性物質の検査

放射性ヨウ素、放射性セシウム。

(3)水道GLP (水道水質検査優良試験所規範)

企業局水質管理センターは、平成21年2月24日に(公社)日本水道協会から「水道GLP認定検査機関」として認定された。茨城県内の検査機関では初の認定取得となる。令和3年8月には認定の更新が認められた。

これにより、企業局の10浄水場から供給している水道水の水質検査について、第三者機関から高い検査精度と信頼性が保証される。

<認定内容>

- ・認定日 : 令和3年8月24日
(初回認定 平成21年2月)
- ・認定範囲 : 水質基準51項目
水道水・浄水
- ・認定番号 : JWWA-GLP045



JWWA-GLP045
水道GLP認定

水道GLP (水道水質検査優良試験所規範)

水質検査の信頼性保証システムのひとつ。

水質検査を行う機関が必要な技術力と品質管理能力を兼ね備えているかについて、(公社)日本水道協会が審査し、認定を行う。GLPとは、「Good Laboratory Practice」の略称で、「優良試験所規範」の意味であり、水道水質検査以外にも、食品、医薬品などの分野でGLPが定められている。

(1)水道用水
 <全ての水道水に一律に適用される基準項目>
 I 水質基準項目 (単位: mg/l)

No.	項目名	基準値	区分
-----	-----	-----	----

1	一般細菌（個/mL）	100以下	病原生物の指標
2	大腸菌	不検出	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	重金属
6	鉛及びその化合物	0.01以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	
8	六価クロム化合物	0.02以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	無機物質
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	
14	四塩化炭素	0.002以下	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	一般有機化学物質
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	
17	ジクロロメタン	0.02以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	
20	ベンゼン	0.01以下	
21	塩素酸	0.6以下	
22	クロロ酢酸	0.02以下	
23	クロロホルム	0.06以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	消毒副生成物
26	臭素酸	0.01以下	
27	総トリハロメタン	0.1以下	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	
29	プロモジクロロメタン	0.03以下	
30	プロモホルム	0.09以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	重金属
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	
35	銅及びその化合物	1.0以下	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	味覚色
38	塩化物イオン	200以下	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	無機物質
40	蒸発残留物	500以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	有機物質
42	ジェオスミン	0.00001以下	
43	2-メチルシソボルネオール	0.00001以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	
45	フェノール類	0.005以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	味覚
47	pH値	5.8以上-8.6以下	
48	味	異常でないこと	基礎的性状
49	臭気	異常でないこと	
50	色度（度）	5度以下	
51	濁度（度）	2度以下	

Ⅱ. 水質管理目標設定項目 (単位: mg/l)

No.	項目名	目標値	区 分
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	金属
2	ウラン及びその化合物	(暫定値)0.002以下	放射性元素
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	金属
5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	有機物質
8	トルエン	0.4以下	有機化合物
9	フタル酸ジ〔2-エチルヘキシル〕	0.08以下	有機化合物
10	亜塩酸塩	0.6以下	消毒副生成物
12	二酸化塩素	0.6以下	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	(暫定値)0.01以下	消毒副生成物
14	抱水クロラール	(暫定値)0.02以下	消毒副生成物
15	農薬類	※ 1以下	
16	残留塩素	1以下	味覚
17	カルシウム、マグネシウム(硬度)	10以上100以下	無機物質
18	マンガン及びその化合物	0.01以下	金属
19	遊離炭酸	20以下	味覚

＜水質基準を補完する項目＞ (単位；mg/l)

No.	項目名	目標値	区 分
20	1,1-1,1-トリクロロエタン	0.3以下	有機物質
21	メチル-1-ブチルエーテル	0.02以下	有機物質
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	味覚
23	臭気強度 (TON)	3以下	基礎的性状
24	蒸発残留物	30以上200以下	無機物質
25	濁度	1度以下	基礎的性状
26	pH 値	7.5程度	基礎的性状
27	腐食性(ラングリア指数)	-1~0	腐食
28	従属栄養細菌(個/mL)	〔判定値〕2,000以下	病原生物の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	有機物質
30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	金属
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOs) 及びペルフルオロオクタネー酸(PFOA)	〔判定値〕0.0005以下	有機化合物

※各農薬の検出値と目標値の比の和として、1以下
【4、6、7、11番は削除により欠番（厚生労働省通知）】

◎農薬類（水質管理目標設定項目（15番）の対象農薬リスト）
（単位：mg/l）

No.	対象農薬	目撃値	用途
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	殺虫剤
2	2,2-DPA (ダラボン)	0.08	除草剤
3	2,4-D (2,4-P A)	0.02	除草剤
4	E P N	0.004	殺虫剤
5	M C P A	0.005	除草剤
6	アシュラム	0.9	除草剤
7	アセフエート	0.006	殺虫剤等
8	アトラジン	0.01	除草剤
9	アニオホス	0.003	除草剤
10	アミトラズ	0.006	殺虫剤
11	アラクロール	0.03	除草剤
12	イソキサチオン	0.005	殺虫剤
13	イソフェンホス	0.001	殺虫剤
14	イソプロカルブ (M I P C)	0.01	殺虫剤
15	イソプロチオラン (I P T)	0.3	殺菌剤等
16	イプフェンカルバゾン	0.002	除草剤
17	イプロベンホス (I B P)	0.09	殺菌剤
18	イミノクタジン	0.006	殺菌剤等
19	インダノファン	0.009	除草剤
20	エスプロカルブ	0.03	除草剤
21	エトフェンブロックス	0.08	殺虫剤等
22	エンドスルファン (ペンゾエビン)	0.01	殺虫剤
23	オキサジクロメホシ	0.02	除草剤
24	オキシシメト (有機銅)	0.03	殺菌剤等
25	オリサトロビン	0.1	殺菌剤等
26	カズサホス	0.006	殺虫剤
27	カフエンストロール	0.008	除草剤等
28	カルタップ	0.08	殺虫剤等
29	カルバリル (N A C)	0.02	殺虫剤
30	カルボフラン	0.003	代謝物
31	キノクラミン (A C N)	0.005	除草剤
32	キャプタン	0.03	殺菌剤
33	クミロン	0.03	除草剤
34	グリホサート	2	除草剤
35	グルホシネート	0.02	除草剤等
36	クロメプロップ	0.02	除草剤
37	クロルニトロフェン (C N P)	0.0001	除草剤
38	クロルピリホス	0.003	殺虫剤
39	クロタロニル (T P N)	0.05	殺菌剤等
40	シアナジン	0.001	除草剤
41	シアノホス (C Y A P)	0.003	殺虫剤
42	ジウロン (D C M U)	0.02	除草剤
43	ジクロベニル (D B N)	0.03	除草剤
44	ジクロルボス (D D V P)	0.008	殺虫剤
45	ジクワット	0.01	除草剤
46	ジスホトン (エチルチオメトン)	0.004	殺虫剤
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	殺菌剤等
48	ジチオビル	0.009	除草剤

(単位 ; mg/l)

No.	対象農薬	目録値	用途
49	シハロホップブチル	0.006	除草剤
50	シマジン (CAT)	0.003	除草剤
51	ジメタメトリン	0.02	除草剤
52	ジメトエート	0.05	殺虫剤
53	シメトリン	0.03	除草剤
54	ダイアジニン	0.003	殺虫剤等
55	ダイムロン	0.8	殺虫剤等
56	グノマト、グノム(カーバム)及びスチルビチオシアネート	※0.01	殺菌剤
57	チアジニル	0.1	殺菌剤等
58	チウラム	0.02	殺菌剤等
59	チオジカルブ	0.08	殺虫剤
60	チオファネートメチル	0.3	殺菌剤等
61	チオペンカルブ	0.02	除草剤
62	テフリルトリオン	0.002	除草剤
63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02	除草剤
64	トリクロピル	0.006	除草剤
65	トリクロロホソ (DEP)	0.005	殺虫剤
66	トリシクザゾール	0.1	殺菌剤等
67	トリフルラリン	0.06	除草剤
68	ナプロパミド	0.03	除草剤
69	パラコート	0.01	除草剤
70	ペベロホス	0.0009	除草剤
71	ピラクロニル	0.01	除草剤
72	ピラゾキシフェン	0.004	除草剤
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.002	除草剤
74	ピリダフェンチオン	0.002	殺虫剤
75	ピリブチカルブ	0.02	除草剤
76	ピロキロン	0.05	殺菌剤等
77	フィブロニル	0.0005	殺虫剤等
78	フェニトロチオン (MEP)	0.001	殺虫剤等
79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03	殺虫剤等
80	フェリムゾン	0.05	殺菌剤等
81	フェンチオン (MPP)	0.006	殺虫剤
82	フェントエート (PAP)	0.007	殺虫剤等
83	フェントラザミド	0.01	除草剤
84	フサライド	0.1	殺菌剤等
85	フタクロール	0.03	除草剤
86	ブタミホス	0.02	除草剤
87	ブプロフェジン	0.02	殺虫剤等
88	フルアジナム	0.03	殺菌剤
89	ブレチラクロール	0.05	除草剤
90	プロシムドン	0.09	殺菌剤
91	プロチオホス	0.007	殺虫剤
92	プロピコナゾール	0.05	殺菌剤
93	プロピザミド	0.05	除草剤
94	プロペナゾール	0.03	殺菌剤等
95	プロモブチド	0.1	除草剤等
96	ペノミル	0.02	殺菌剤
97	ペンシクロン	0.1	殺菌剤等
98	ペンゾピシクロン	0.09	除草剤
99	ペンゾフェナップ	0.005	除草剤
100	ペンタゾン	0.2	除草剤
101	ペンディメタリン	0.3	除草剤等
102	ペンフルラコリン	0.02	殺虫剤等
103	ペンフルラリン (ペスロジン)	0.01	除草剤
104	ペンフレセート	0.07	除草剤
105	ホスチアゼート	0.005	殺虫剤
106	マラチオン (マラソン)	0.7	殺虫剤
107	メコブロップ (MCP P)	0.05	除草剤
108	メソミル	0.03	殺虫剤
109	メタラキシル	0.2	殺菌剤等
110	メチダチオン (DMTP)	0.004	殺虫剤
111	メチノシトロピン	0.04	殺菌剤等
112	メトリブジン	0.03	除草剤
113	メフェナセート	0.02	除草剤
114	メブロン	0.1	殺菌剤等
115	モリネート	0.005	除草剤

※メチルイソチオシアネートとして

Ⅲ. 要検討項目 (単位: mg/l)

No.	項目名	目標値	区 分	備 考
1	鉛及びその化合物	—	金属	
2	バリウム及びその化合物	0.7	金属	
3	ビスマス及びその化合物	—	金属	
4	モリブデン及びその化合物	0.07	金属	
5	アクリルアミド	0.0005	有機化合物	
6	アクリル酸	—	有機化合物	
7	17- β -エストラジオール	0.00008	女性ホルモン	暫定値
8	エチル-エストラジオール	0.00002	女性ホルモン	暫定値
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5	キレート剤	
10	エピクロヒドリン	0.0004	有機化合物	暫定値
11	塩化ビニル	0.002	有機化合物	
12	酢酸ビニル	—	有機化合物	
13	2,4-ジアミノトルエン	—	有機化合物	
14	2,6-ジアミノトルエン	—	有機化合物	
15	N,N-ジメチルアニリン	—	有機化合物	
16	スチレン	0.02	有機化合物	
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L	非農産物生成物質	暫定値
18	トリエチレングリコール	—	有機化合物	
19	ノニルフェノール	0.3	有機化合物	暫定値
20	ビスフェノール A	0.001	有機化合物	暫定値
21	ヒドラジン	—	有機化合物	
22	1,2-ブタジエン	—	有機化合物	
23	1,3-ブタジエン	—	有機化合物	
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	有機化合物	
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	有機化合物	
26	ミクロキスチン-LR	0.0008	アロコ毒	暫定値
27	有機すず化合物	※ 0.0006	有機化合物	暫定値
28	ブロモクロロ酢酸	—	消毒副生成物	
29	ブロモクロロ酢酸	—	消毒副生成物	
30	ジブロモクロロ酢酸	—	消毒副生成物	
31	ブロモ酢酸	—	消毒副生成物	
32	ジブロモ酢酸	—	消毒副生成物	
33	トリブロモ酢酸	—	消毒副生成物	
34	トリクロロアセトニトリル	—	消毒副生成物	
35	ブロモクロロアセトニトリル	—	消毒副生成物	
36	ジブromoアセトニトリル	0.06	消毒副生成物	
37	アセトアルデヒド	—	消毒副生成物	
38	MX	0.001	消毒副生成物	
40	キシレン	0.4	有機化合物	
41	過塩素酸	0.025	無機物質	
44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001	有機化合物	
45	アニリン	0.02	有機化合物	
46	キノリン	0.001	有機化合物	
47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.002	有機化合物	
48	トリクロロ酢酸 (NTA)	0.2	有機化合物	
49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFH ₆ -S)	—	有機化合物	

※トリブチルスズオキシサイドの目標値
【39番、42番、43番は削除により欠番】

(2)工業用水
①工業用水水質基準
茨城県工業用水道条例(第18条)

区 分	基 準
濁度	15度以下
水素イオン濃度 (pH値)	5.8から8.6まで

《参考》

工業用水水質の測定
(工業用水道事業法施行令…H14.2.8改正)
毎日より一回測定、ただし、No.4～8については、原水の
質の状況、供給条件その他の理由により測定する必要が
ないと認められる場合において、経済産業大臣の承認
を受けたときは、これらの全部又は一部について測定
の省略可

No.	項目名
1	水温
2	濁度
3	水素イオン濃度
4	アルカリ度
5	硬度
6	蒸発残留物
7	塩素イオン
8	鉄イオン

3. 高度浄水処理

(1)浄水処理施設フロー（代表的な例）

＜通常処理＞

- ・ 原水→凝集・沈殿→急速砂ろ過→浄水
- ・ 原水→緩速砂ろ過→浄水
- ・ 原水→消毒のみ

＜高度浄水処理＞

- ・ 原水→凝集・沈殿→急速砂ろ過→**粒状活性炭**→浄水
- ・ 原水→**生物処理**→凝集・沈殿→急速砂ろ過→**粒状活性炭**→浄水
- ・ 原水→凝集・沈殿→**オゾン処理**→**粒状活性炭**→砂ろ過→浄水
- ・ 原水→凝集・沈殿→前砂ろ過→**オゾン処理**→**粒状活性炭**→後砂ろ過→浄水

(2)高度浄水処理の現状

＜水源＞	＜浄水場＞	（処理方法）
霞ヶ浦	— 霞ヶ浦浄水場	（生物処理+オゾン促進酸化処理+粒状活性炭処理）
	— 関城浄水場	（粒状活性炭処理）
	— 新治浄水場	（粒状活性炭処理）
	— 阿見浄水場	（粒状活性炭処理）
北 浦	— 鹿島浄水場	（粒状活性炭処理）
鰯 川	— 鰯川浄水場	（粒状活性炭処理）
潤沼川	— 潤沼川浄水場	（粒状活性炭処理）
利根川	— 利根川浄水場	（オゾン＋粒状活性炭処理）※
利根川 鬼怒川	— 水海道浄水場	（オゾン＋粒状活性炭処理）

※「オゾン＋粒状活性炭処理」は1/2系列のみ

4. 浄水発生土の有効利用

(1)浄水発生土の現状

浄水発生土は、浄水場における水処理過程から発生したスラッジを脱水処理したものです。企業局全体（11 浄水場）の1年間の発生量は約 30,000 トンです。

(2)浄水発生土の有効利用

浄水発生土はセメント副原料などに活用することができるので、平成8年度より資源として有効利用しています。

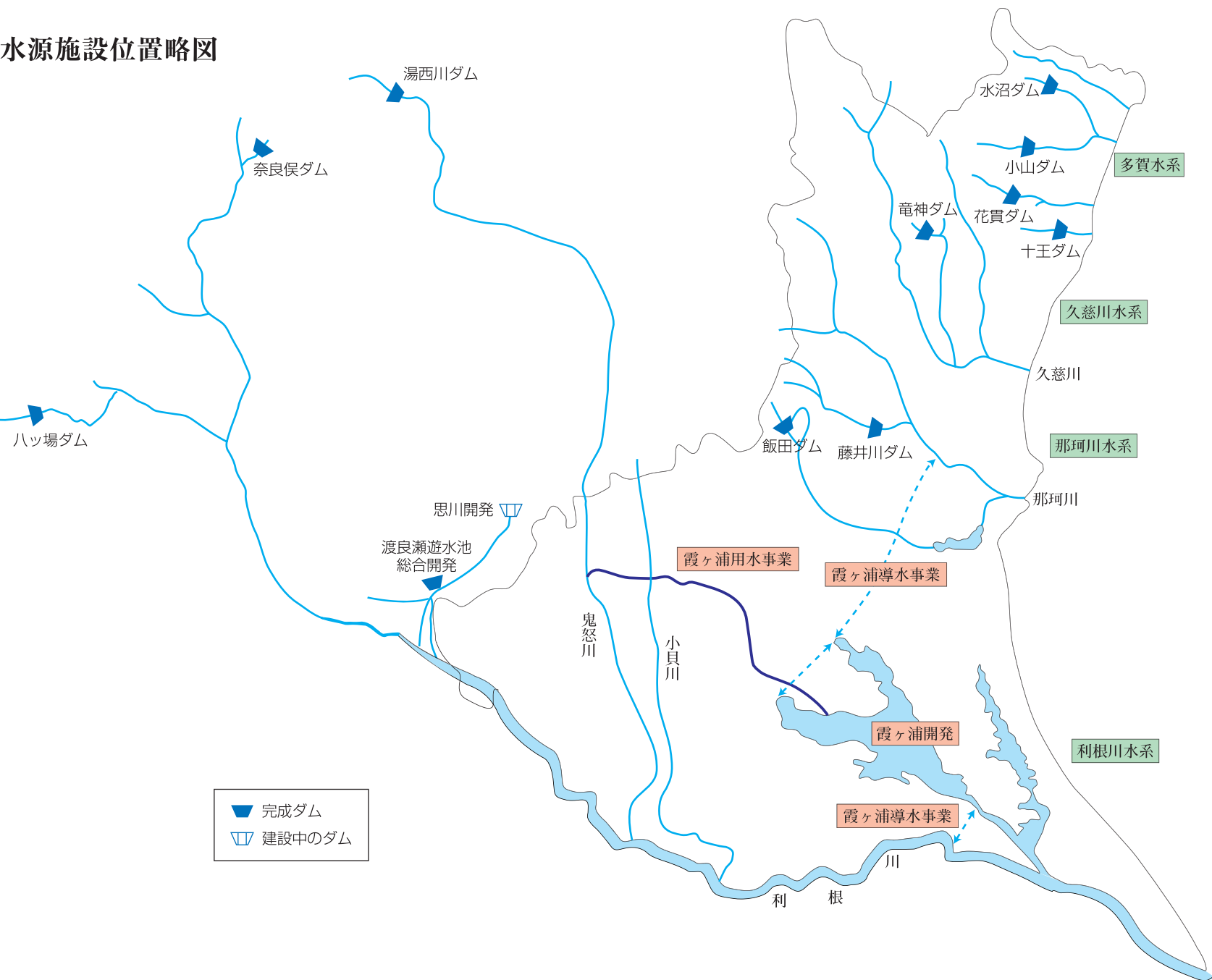
5. 水源施設の概要

水道用水供給事業(上水)及び工業用水道事業(工水)の水源は次のとおりです。

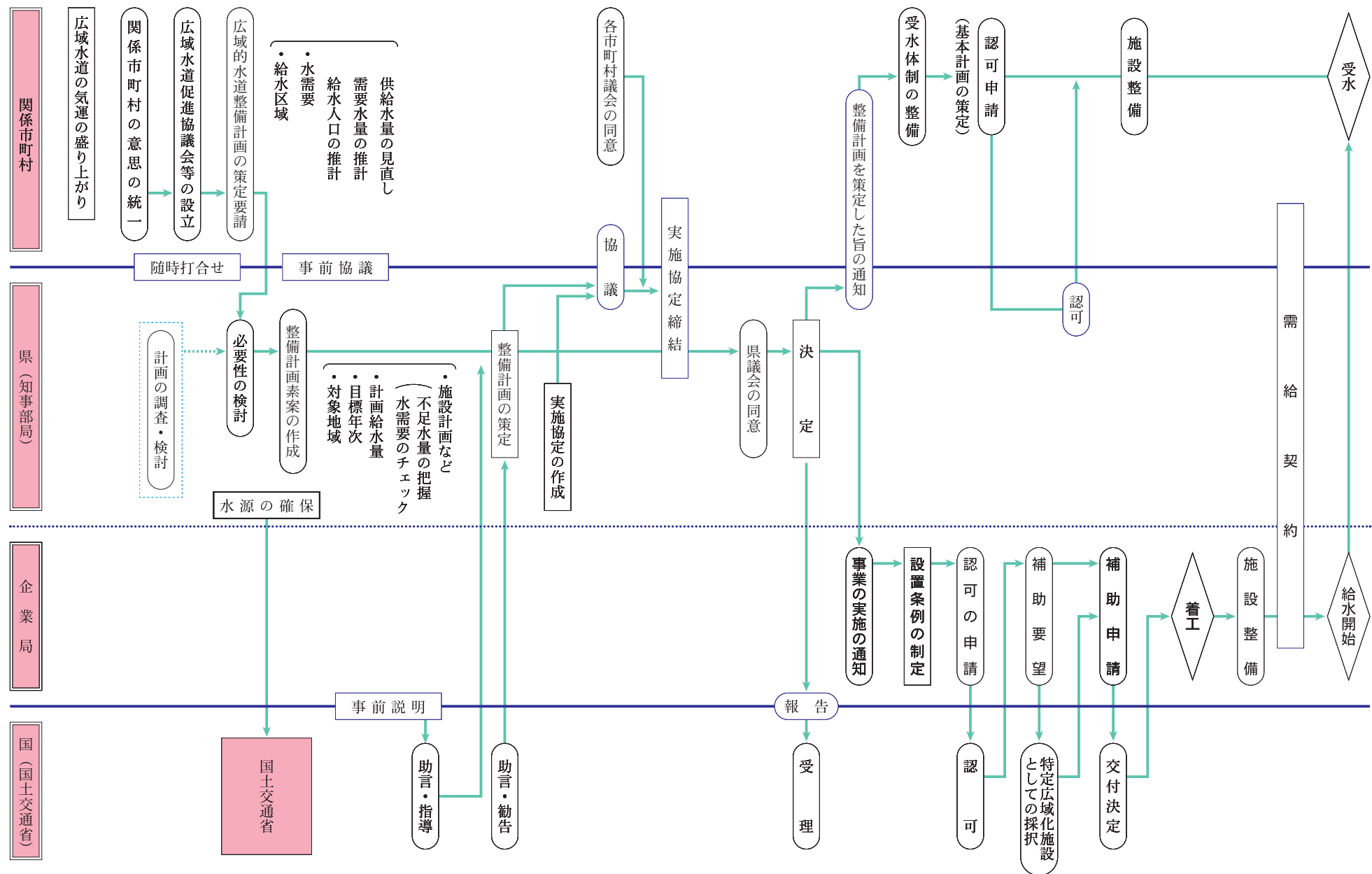
区 分			計	霞ヶ浦開発	霞ヶ浦導水	ハッ場ダム	渡良瀬遊水池	奈良俣ダム	湯西川ダム	飯田ダム
事業主体 建設期間 進捗率(R6末見込) 総事業費 開発水量				水資源機構 昭和43～平成7年度 100% 2,864億円 42.920m³/s	国土交通省 昭和51～令和12年度 81.9% 2,395億円 7.322m³/s	国土交通省 昭和42～令和元年度 100% 5,320億円 22.209m³/s	国土交通省 昭和48～平成14年度 100% 930億円 2.500m³/s	水資源機構 昭和48～平成10年度 100% 1,352億円 9.385m³/s	国土交通省 昭和57～平成23年度 100% 1,727億円 2.548m³/s	茨城県 昭和49～平成3年度 100% 104億円 0.300m³/s
企業局事業別配分				水 量 m³/s	水 量 m³/s	水 量 m³/s	水 量 m³/s	水 量 m³/s	水 量 m³/s	水 量 m³/s
上 水	県南西	旧県南		3.800 (289,615)	2.381 (189,615)	—	0.914 (59,700)	0.505 (40,300)	—	—
		旧県西	1.151 (80,000)	0.578 (45,400)	—	0.176 (2,900)	—	0.179 (14,300)	0.218 (17,400)	—
	鹿 行		1.350 (108,000)	1.350 (108,000)	—	—	—	—	—	—
	県 中 央		2.926 (234,000)	—	2.626 (210,000)	—	—	—	—	0.300 (24,000)
計			9.227 (711,615)	4.309 (343,015)	2.626 (210,000)	1.090 (62,600)	0.505 (40,300)	0.179 (14,300)	0.218 (17,400)	0.300 (24,000)
工 水	那珂川工水		0.063 (5,430)	—	0.063 (5,430)					
	鹿 島 工 水		11.810 (950,000)	11.810 (950,000)	—					
	県南西工水		2.054 (165,000)	2.054 (165,000)	—					
	県 央 工 水		0.772 (62,000)	—	0.772(62,000)					
計			14.699 (1,182,430)	13.864 (1,115,000)	0.835(67,430)					
合 計			23.926 (1,894,045)	18.173 (1,458,015)	3.461 (277,430)	1.090 (62, 600)	0.505 (40,300)	0.179 (14,300)	0.218 (17,400)	0.300 (24,000)

(注) ()内は1日最大給水量(m³/日)

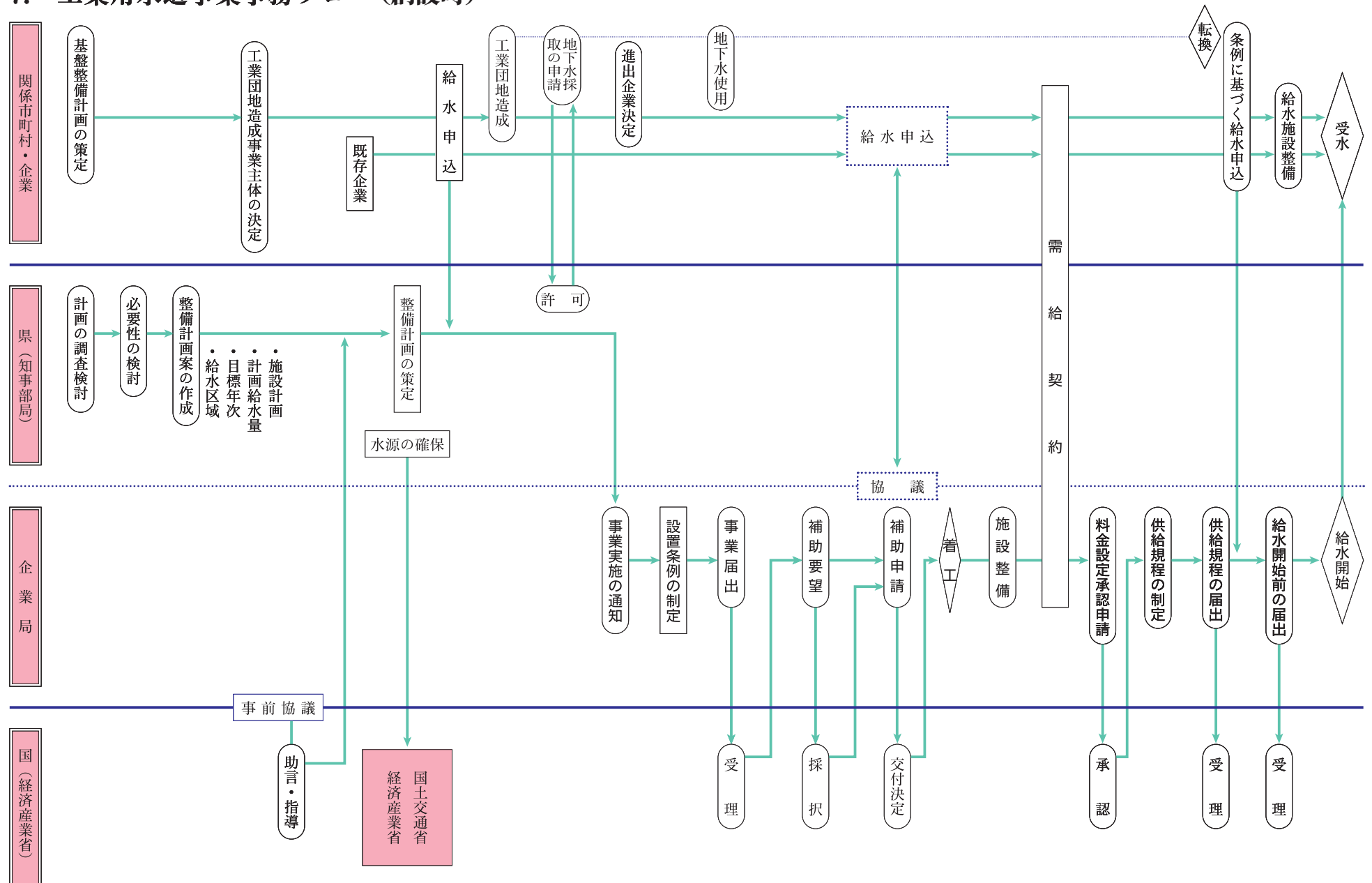
水源施設位置略図



6. 水道用水供給事業事務フロー（創設時）



7. 工業用水道事業事務フロー（創設時）



8. 企業局のあゆみ

昭和37年	4月 土木部河川課の出先機関として、那珂川工業用水道建設事務所が設置される
昭和39年	10月 衛生部が霞ヶ浦水道事務所を設置し、霞ヶ浦水道用水供給事業を開始
昭和40年	4月 企画開発部に公営企業課が設置され、水道事業、工業用水道事業の業務が衛生部、土木部から移管される
昭和41年	4月 企画開発部が那珂川工業用水道建設事務所設置 那珂川工業用水道建設事務所を那珂川工業用水道事務所に改称 10月 那珂川（第1期）工業用水道事業給水開始
昭和42年	4月 企業局が設置される 本局に管理課、経理課、工務課を設置、出先機関として霞ヶ浦水道事務所、鹿島地区水道建設事務所、那珂川工業用水道事務所が移管される
昭和43年	4月 那珂川工業用水道事務所を那珂川浄水場に改称
昭和44年	2月 鹿島（第1期）工業用水道事業給水開始
昭和45年	4月 鹿島地区水道建設事務所を鹿島水道事務所に改称 那珂川浄水場を那珂川水道事務所に改称
昭和47年	6月 水質検査室を設置 11月 鹿島（第2期）工業用水道事業一部給水開始
昭和48年	10月 霞ヶ浦水道用水供給事業一部給水開始(地下水)
昭和50年	6月 本局管理課を総務課に、経理課を経営課に 企画調査室を計画課に改称
昭和52年	6月 本局計画課を業務課に、経営課を経理課に改称 11月 霞ヶ浦水道用水供給事業一部給水開始(表流水)
昭和53年	6月 本局経理課を廃止
昭和54年	6月 本局総務課に経理室を新設 利根川水道建設事務所を土浦市に設置 7月 利根川水道建設事務所を藤代町に移転 9月 霞ヶ浦水道用水供給事業を県南水道用水供給事業に名称変更
昭和56年	10月 霞ヶ浦水道事務所に生物処理法の実証プラントが完成し、実験開始
昭和57年	4月 利根川浄水場を設置 現在の鰯川浄水場が鹿島浄水場の浄水第二課として発足 鹿島水道事業を鹿島水道用水供給事業に名称変更 県南水道用水供給事業(利根川系)一部給水開始 7月 鹿島水道用水供給事業（鰯川系）給水開始
昭和58年	4月 鹿島水道事務所と鹿島浄水場が合併し、新たに鹿島水道事務所として発足 8月 霞ヶ浦水道事務所で生物処理施設の建設着手
昭和60年	2月 霞ヶ浦水道事務所で生物処理施設完成、通水開始
昭和62年	3月 利根川水道建設事務所が藤代町から水海道市に移転 4月 那珂川（第2期）工業用水道事業給水開始

昭和63年	4月 新治浄水場を設置 県西水道用水供給事業(新治給水系)、県西工業用水道事業（新治給水系）一部給水開始
平成2年	6月 財団法人茨城県企業公社設立
平成3年	4月 地域振興事業(ヘリコプター格納庫事業)に着手 7月 つくばヘリポート管理事務所を設置
平成4年	1月 酒沼川浄水場を設置 県中央広域水道用水供給事業（笠間給水系）一部給水開始 3月 鹿島水道用水供給事業を鹿行広域水道用水供給事業に名称変更
平成5年	4月 那珂川水道事務所を那珂町西木倉から那珂町豊喰に移転 利根川水道建設事務所を水海道市から関城町へ移転 7月 県西広域工業用水道事業(取手給水系)給水開始 9月 水海道浄水場を設置 県西広域工業用水道事業（水海道給水系）一部給水開始 12月 鰯川浄水場にオゾンと活性炭による高度浄水処理の実証プラントを建設し、実験開始
平成6年	4月 鹿島水道事務所の浄水第二課を廃止し、鰯川浄水場を設置 鹿島（第3期）工業用水道事業一部給水開始 阿見東部工業団地造成事業に着手 11月 県西水道用水供給事業(関城給水系)一部給水開始
平成7年	4月 県央広域工業用水道事業に着手 阿見浄水場を設置し給水開始 霞ヶ浦水道事務所を県南水道事務所に、鹿島水道事務所を鹿行水道事務所に、利根川水道建設事務所を県西水道事務所に、那珂川水道事務所を県中央水道事務所に改称 7月 県西広域水道用水供給事業（水海道給水系）一部給水開始 県中央広域水道用水供給事業（水戸給水系）一部給水開始
平成8年	4月 本局に企画開発室を設置 県西広域工業用水道事業（関城給水系）一部給水開始 県南水道事務所に浄水発生土資源化プラントを建設し、「土丸くん」生産開始
平成9年	7月 県南広域工業用水道事業一部給水開始 10月 阿見東部工業団地造成開始
平成10年	4月 水質検査室を水質管理センターに改称
平成12年	3月 「中期経営計画」策定 9月 霞ヶ浦浄水場にオゾンと活性炭による高度浄水処理の実証プラントを建設し、実証実験

平成13年	4月 企画開発室を企画経営室に改称 7月 利根川浄水場でオゾンと活性炭による高度浄水処理を開始 8月 阿見東部工業団地分譲開始 10月 県央広域工業用水道事業一部給水開始
平成15年	6月 鹿行広域水道用水供給事業全域給水開始（計画全市町村への給水） 10月 県西広域水道用水供給事業（水海道給水系）鬼怒川取水開始に伴い全量給水開始
平成17年	4月 本局工務課を施設課に改称
平成21年	2月 水質管理センターで水道 GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を取得
平成22年	1月 江戸崎工業団地造成事業を承継
平成23年	3月 東日本大震災で大きく被災 7月 県中央水道事務所でメガソーラー稼働
平成24年	4月 県中央水道事務所浄水課那珂川分室を那珂川浄水場に改称
平成26年	4月 水海道浄水場でオゾンと活性炭による高度浄水処理を開始 11月 霞ヶ浦浄水場に帯磁性イオン交換樹脂とオゾン過酸化水素及び活性炭による新しい高度浄水処理の実証プラントを建設し、実験開始
平成27年	4月 つくばヘリポート管理事務所を廃止 「企業局経営戦略」策定
平成28年	4月 県西広域工業用水道事業と県南広域工業用水道事業を統合し、県南西広域工業用水道事業とした つくば明野北部（田宿地区）工業団地造成開始
平成30年	3月 つくば明野北部（田宿地区）工業団地事業完了
令和2年	4月 県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業を統合し、県南西広域水道用水供給事業とした 7月 （公財）茨城県企業公社解散 （（公財）茨城県開発公社へ吸収合併）
令和3年	4月 那珂川浄水場を支所等から除外し、県中央水道事務所が管理開始
令和4年	1月 圏央道インターパークつくばみらい公募要領公表 江戸崎工業団地分譲完了 3月 ヘリコプター格納庫事業の終了 7月 圏央道インターパークつくばみらい造成開始
令和5年	8月 圏央道インターパークつくばみらい分譲完了 9月 フロンティアパーク坂東(第1次分譲) 公募要領公表
令和6年	3月 フロンティアパーク坂東造成開始 常陸那珂工業団地第1期拡張地区造成開始 7月 常陸那珂工業団地第2期拡張地区造成開始 11月 霞ヶ浦浄水場で、オゾン促進酸化処理施設の供用を開始 フロンティアパーク坂東(第2次分譲) 公募要領公表
令和7年	2月 茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定締結 3月 常陸那珂工業団地第1期拡張地区(第1次分譲) 公募要領公表

企業局の組織

区分	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号		
本 局	茨 城 県 企 業 局	〒 310-8555 水戸市笠原町 978-6	局長室 029 (301) 4900		
			次長室 029 (301) 4901		
			統合推進監室 029 (301) 4902		
			総務課（総務） 029 (301) 4915		
			（予算） 029 (301) 4919		
			（経理） 029 (301) 4926		
			企画経営室（企画経営） 029 (301) 4938		
			（統合推進） 029 (301) 4935		
			業務課（上水） 029 (301) 4953		
			（工水） 029 (301) 4958		
出 先 機 関	県 南 水 道 事 務 所	〒300-0835 土浦市大岩田2972	029 (821) 3945		
			利 根 川 浄 水 場	〒302-0001 取手市小文間80	0297 (73) 5651
			阿 見 浄 水 場	〒300-0314 稲敷郡阿見町追原2586	029 (889) 2330
	鹿 行 水 道 事 務 所	〒314-0031 鹿嶋市宮中3761-1	0299 (82) 1121		
			鰯 川 浄 水 場	〒314-0024 鹿嶋市鰯川234	0299 (83) 2551
	県 西 水 道 事 務 所	〒308-0103 筑西市辻2382	0296 (37) 7402		
			新 治 浄 水 場	〒300-4102 土浦市本郷1839	029 (862) 4485
			水 海 道 浄 水 場	〒303-0045 常総市大塚戸町1956	0297 (27) 1410
	県 中 央 水 道 事 務 所	〒311-0117 那珂市豊喰685	029 (295) 1545		
			※(那 珂 川 浄 水 場)	〒311-0115 那珂市西木倉1648	029 (295) 1474
洶 沼 川 浄 水 場			〒309-1722 笠間市平町1100	0296 (78) 1001	
水 質 管 理 セ ン タ ー			〒300-0835 土浦市大岩田2972	029 (826) 8250	

※組織規程で定める支所等ではなく県中央水道事務所の管理

インターネット・ホームページアドレス <https://www.kigyou.pref.ibaraki.jp>